

今後の立命館大学における課外自主活動の実施方針について

2023年3月3日

立命館大学

学生部長 河原 典史

2023年3月31日をもって立命館大学は、新型コロナウイルス感染拡大に対する立命館大学の行動指針（以下、BCP）の運用を停止します。課外自主活動の取り扱いについての対応方針について、以下のとおり連絡致します。

本内容を確認のうえ、各団体の執行部のみなさんは、団体としての対応方針や活動方針などを検討してください。また、部員のみなさんは、所属団体の対応方針や活動方針などを確認のうえ、各自の対応をお願いします。

なお、体育会クラブについては、改めてスポーツ強化オフィスより、Ath-Rits や主務 ML などで対応方針を案内しますので、合わせて確認ください。

1. 本学のBCPレベルについて

BCPの運用停止日：2023年3月31日～

※停止日までの活動は、「コロナ禍におけるBCPレベル1・2の状況下での課外自主活動で、各団体に確認・遵守いただきたいこと」（2022年6月20日 立命館大学 学生部）を遵守ください。

<https://www.ritsumei.ac.jp/file.jsp?id=519605>

2. 2023年3月31日以降の課外自主活動における活動内容について

活動を行ううえで、新型コロナウイルス感染症対策について、大学から各団体に遵守すべき事項などは特に設けません。ただし、新型コロナウイルス感染症の脅威がなくなったわけではありません。社会状況などをふまえたうえで、立命館大学に所属する学生としての自覚をもって自律的な行動をしてください。部員の健康管理の観点から、効果的な換気や手洗いなどの手指衛生の励行といった基本的な感染対策は、継続して努めるようお願いします。

※マスクの着用については、厚生労働省の通知により2023年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることが基本となっています。そのため、マスク着用の判断については、個人で適切に行ってください。

（参考）厚生労働省 令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

3. 新型コロナ感染症に罹患または濃厚接触者となった場合の取り扱いについて

新型コロナ感染症に罹患または濃厚接触者となった場合、本学の保健センターに報告を求めていましたが、本運用については2023年3月31日をもって終了します。ただし、「学校感染症」としての「出席停止」の取扱は4月1日以降も続きますので、「罹患届」などの手続き方法については保健センターホームページで別途案内します。

<保健センターHP> <https://www.ritsumei.ac.jp/health/>

4. BCP運用停止以降においても学生オフィスに届出が必要な事項の取り扱いについて

BCP運用停止以降においても、合宿・遠征などの宿泊をともなう活動については、学生オフィス/スポーツ強化オフィスへの「届出」が必要になります（許可制ではなく、届出制となります。）。届出の書式などについては、各キャンパス学生オフィス・スポーツ強化オフィスにお問い合わせください。

<課外自主活動ハンドブック> <https://www.ritsumei.ac.jp/file.jsp?id=520663>

（参考）コロナ禍前の2019年度以前も、地震や台風などの天災が発生する/した際の学生団体の安全管理面から各団体には届出の提出を求めていました。

5. その他

今後、日本政府や自治体から特別の要請があった場合や本学のBCPレベルの運用が再開された場合には、改めて感染症対策を課外自主活動時に求めることがあります。その際は、速やかにmanaba+Rを通じて通知します。

以上